

米国 GAAP の設定主体と編纂
—サーベンス・オクスリー法下の GAAP 構造改革—

山本紀生*

U.S.GAAP-Setter and the Codification
— the Restructuring of GAAP under the Sabanes-Oxley Act —

Norio Yamamoto *

Abstract

The purpose of this article is to explicate two spectrums problems in the restructuring of U.S.GAAP under the Sabanes-Oxley Act of 2002.

First, should the setting accounting standards be taken over by the private or public sector? The SEC has determined that the FASB is the only designated standard setter in the United States.

Second, how should the current GAAP hierarchy be reorganized? The SEC Study (2006) suggests that the various levels of the GAAP hierarchy be eliminated and that the GAAP lacked a consistent and logical structure. In 2004, the FASB has undertaken a significant project to develop a comprehensive, integrated Codification of existing accounting literature.

The Codification is intended to become an easily retrievable single source of U.S. GAAP. In June 2009, the Codification becomes the source of authoritative U.S. GAAP recognized by the FASB.

キーワード

サーベンス・オクスリー法、GAAP 設定主体、GAAP 階層、編纂

はじめに

米国における会計基準又は会計原則は GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) と呼ばれ、どのような設定主体によって設定されるべきであるか、そして設

*やまもと のりお：大阪国際大学ビジネス学部教授 (2010.9.20受理)

定主体が設ける GAAP はどのように構成されるべきであるかについて、多くの議論がなされてきた。

第一に、設定主体の選択問題は、1933年証券法や1934年証券取引所法の制定時から繰り返し議論されてきた「設定主体のスペクトル問題」である。すなわち、そもそも会計基準の設定は民間機関に任せておくべきか、それとも政府機関に委譲すべきであるか。政府のレベルでは、SEC のような公的機関にこの任務を任せるべきであるか、それとも、会計基準の設定に目的を限定した機関を議会が設置し、それに任せるべきであるか、という選択問題である¹⁾。



図1 設定主体のスペクトル

第二に、「GAAP 源泉のスペクトル問題」がある。すなわち、GAAP 源泉に含まれる会計基準群に権威のレベルによる階層を設けるべきか、設ける場合にどのようにレベルを分け、分けられたレベル間の会計基準をどのように優先的選択すべきか、あるいは、GAAP の階層を簡素化すべきであるか、その場合に簡素化の方法をどのように工夫すべきか、が問題となる。

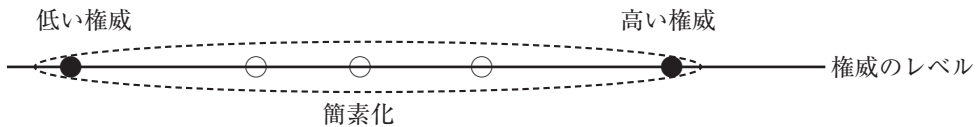


図2 GAAP 源泉のスペクトル

米国では、1960年代後半になされたプーリング法対パーチェス法論争等の生起や、1990年代から2000年代の会計不正事件等の発生を契機に、これらのスペクトル問題が検討されてきた。本論文は、2000年代のエンロン・ワールドコム等の会計不正事件を契機に2002年に制定された、サーベンス・オクスリー法 (the Sabanes-Oxley Act、以下 SOX 法と略す) に基づく会計制度改革において、これらの2つのスペクトル問題がいかに解決されたかについて論じる。

したがって、本論文は、以下のように構成されている。

第1節では、米国は証券諸法の当初から、民間機関にGAAPの設定権限を委ねてきたが、SOX 法制定を契機になされた設定主体のスペクトル問題について論じる。第2節では、SOX 法を契機に、FASB はいかにGAAP 階層を再定義したかを論じる。第3節において、FASB は再定義後にGAAP 階層を簡素化し、そのために開発したGAAP 源泉のコード体系によるトピック別「編纂」について取り上げる。最後に、将来のGAAP 設定に関する

課題について考察する。

I GAAP の設定主体

1 設定主体のスペクトル問題

米国における設定主体のスペクトルは単線的なものではなく、複線的、すなわち、GAAP の法的な設定権限を有するのは政府機関である SEC であるが、実際に設定を行うのは SEC が認定する民間設定機関である。米国では歴史的に、GAAP 設定権限を民間機関に委任する政策が採用されてきた。

1938年4月に、SECはASR No.4（会計連続通牒第4号）において、GAAPを「重要な権威ある支持（substantial authoritative support）を得ている会計原則」と定義した。しかし、SECは何が重要な権威ある支持であるかを明らかにせず、もっぱら職業専門団体が設定した会計原則を重要な権威ある支持を得ているものと認定した。公認会計士の団体であるAIA（American Institute of Accountants）〔AAPA（American Association of Public Accountants:1887-1916）の後継；AICPA（American Institute of Certified Public Accountants:1957-）の前身〕はCAP（会計手続委員会 Committee on Accounting Procedures:1938-59）に基準設定権限を委ねた。CAPは存続中の20年間に51のARB（会計研究年報 Accounting Research Bulletin）を発行した²⁾。

しかしCAPは会員を拘束する基準の設定権限を与えられておらず、また、職業専門団体の内部組織であり公益を代表していないとの批判を受けた。そこで、常勤の研究支援体制を整備すべきとするパウエル委員会報告（1958）の勧告を受けて、1959年に、AICPAはAPB（会計原則審議会 Accounting Principles Board: 1959-72）を設立した。APBはその存続中の15年間に31の意見書と4つのステートメントを発行した³⁾。

そのAPBもCAPと同様に、公益よりもクライアントとの利害を反映しているとの批判を受けた。そこで、1971年に、AICPAはウィート・スタディ・グループ（Wheat Study Group: Study Group on Establishing Financial Accounting Standards）を立ち上げ、1972年に報告書（ウィート報告書：*Report of the Study on Establishment of Accounting Principles*）を提出した。報告書のなかで、ウィート委員会は賛否両論を検討した後、会計基準の設定は政府に委ねなければならない、ということが明確に示されるまで、現在それが遂行されている場所に、その任務をそのまま留めおくこと、を主張した⁴⁾。すなわち、会計基準の設定は民間機関によることを基本としたのである。

同報告書は、これまでのようなAICPAの内部組織ではなく、GAAPを設定する自律的な会計基準委員会として、FASB（Financial Accounting Standard Board）の創設を勧告したのである。ウィート委員会の勧告を受けて、1973年に、6つの支援団体、すなわち、AICPA、FEI（Financial Executive Institute）、NAA（National Association of Accountants）、AAA（American Accounting Association）、SIA（Securities Industry Association）、FAF（Financial Analyst's Federation）によって、FASB（1973-）が設立された。FASBの創設に伴い、

1973年12月に ASR No.150において、SEC は ASR No.4 の GAAP の定義を支持し、民間機関である FASB の設定した会計基準等を重要な権威ある支持を得ているものと認めた。すなわち「当委員会は FASB のステートメント及び解釈指針の形で公表した原則、基準、実務を重要な権威のある支持を得ているものと見なし、FASB の公式見解に反するものは、かかる支持を得ていないもの」としたのである⁵⁾。

1970年代に SEC 自身も、レギュレーション S-X を通して、会計・開示に関する多くの規制を行ってきた。そのため、SEC と FASB との役割について改めて確認する必要があった。そこで、1980年9月に ASR No.280において、SEC は FASB に対する後見的政策を表明した。すなわち、SEC によるレギュレーション S-X を通して特定の開示又は会計方法を規制する決定は、FASB のこれまでの会計・開示基準の設定権限を委ねる基本政策と矛盾するものではなく、レギュレーション S-X は GAAP が明示していない、又は、権威ある源泉が存在しない領域について応えるものである⁶⁾。

その後、2000年代のエンロン・ワールドコム等の会計不正事件を契機に、証券諸法制定以来の会計基準の設定権限の見直しの改革がなされた。

2 2002年 SOX 法下の会計基準設定機関：FASB

2. 1. 会計基準設定機関の見直し

FASB 設立の端緒となったウィート委員会報告書によれば、民間設定機関の成功の鍵は、経済界、公認会計士、企業の会計担当者、SEC 及び社会の人々が、かかる機関の設定した基準を受け入れるか否かにかかっているとし、以下の条件が満たされた場合に容易に受け入れられるものと、主張している：⁷⁾

- (1) 基準設定機関は、事実及び外観の面からみて、確固とした独立性と客観性を備えていること。
- (2) 基準の設定プロセスに、財務報告社会の構成員が相当参加していること。
- (3) すべての利害関係者の意見を聴取し、かつ、彼らの意見が検討されていることを保証する公開手続が踏まれた後に、基準が公表されていること。
- (4) 公表される会計基準は、(a)質が高いこと、(b)説得的な論理とその根拠づけがなされていること、(c)合意された目的と首尾一貫したものであること、(d)しかるべき環境のもとで専門的判断を下す余地があること、ならびに、(e) 投資家および社会の人々にとって有用であることが知覚されていること。
- (5) 会計プロフェッショナルの構成員が財務情報の適正性についての監査証明を行う場合に、かかる基準が十分に尊重されていること。

FASB は、デュープロセスに関する Rules of Procedure の作成、GAAP の基礎構造たる概念コンセプトの構築、背景情報に論拠を付した SFAS (Statement of Financial Accounting Standards : 会計基準書) の公表の形で、報告書の意見を具現化してきた。しかし、1990年代から2000年代の会社不正、特にその頂点たるエンロン破綻 (2001年) やワールドコム破綻 (2002年) を契機に、会計基準や監査制度の機能不全が明らかになった。そもそも、経営者が財務報告を作成する際には GAAP に準拠し、投資家が財務情報

を利用する際に GAAP を判断指針とし、経営者が作成した財務報告は、独立監査人による信頼性監査を受ける必要がある。しかし、余りにも規則主義的な GAAP と経営者による GAAP の不遵守、さらに独立性を喪失した監査人による監査、利益相反するアナリストなど、財務 SCM (サプライチェーン・マネジメント) の機能不全が会計不正と遂には会社破綻をもたらしたのである。

このような財務 SCM の機能不全を解消するために、2002年7月30日、ブッシュ大統領はサーベンス・オクスリー (SOX) 法 (An Act: To protect investors by improving the accuracy and reliability of corporate disclosures made pursuant to the securities laws, and for other purposes) に署名した。2002年 SOX 法は、財務 SCM を構成する諸主体の権限や責任に関する包括的な規定を設けている。すなわち、第1章「公開会社会計審査会 (Public Company Accounting Oversight Board)」(101-109条)、第2章「監査人の独立性」(201-209条)、第3章「会社の責任」(301-308条)、第4章「財務開示の強化」(401-409条)、第5章「アナリストの利益相反」(501条)、第6章「委員会の財源及び権限」(601-604条)、第7章「調査および報告」(701-705条)、第8章「会社および刑事詐欺に関する責任」(801-807条)、第9章「ホワイトカラー犯罪の罰則強化」(901-906条)、第10章「法人税申告書」、第11章「会社の詐欺および責任」(1101-1107条)の規定を設けている。この2002年 SOX 法は、1930年代の証券諸法制定以来の制度改革として意義付けられるものである。このうち、本論文に関連するのは、第1章第108条「会計基準」に関する規定である。

2. 2 SOX 法第108条 a 項の設定主体条件

設定主体のスペクトル問題について規定しているのは、SOX 法108条 a 項である。同項は、会計基準設定機関の作業成果が「一般に認められた」ものとして認識されるために満たすべき基準を確立するために、1933年証券法第19条を修正している。同法修正第19条 (b) によれば、第19条及び1934年証券取引所法13条 (b) の下での権限を実行する際に、連邦証券諸法の目的にとって「一般に認められた」として認識される会計原則を設定することができる基準設定機関は、以下の条件を満たすものである：⁸⁾

(1) 総則 (a) 項と1934年証券取引所法第13条 (b) に基づく権限⁹⁾ の実行に際して、委員会 (SEC) は、以下の基準設定主体が定める会計原則を、証券諸法の目的に照らして「一般に公正妥当と認められた」ものと認定することができる。

(A) その基準設定主体は、

- (i) 民間の機関として設立され、
- (ii) 管理・運営の目的に照らして、公益に貢献する評議会 (a board of trustees) (またはそれに相当する機関) を有し、その構成員の過半数は、評議会における服務と同時期に、一切の登録公認会計事務所のアソシエイトであることはなく、かつ、当該服務に先立つ2年間においてアソシエイトであったことはなく、
- (iii) 2002年 SOX 法第109条「財源」の規定に基づき資金提供を受け、
- (iv) 当該機関のメンバー過半数の議決によって、顕在化する会計問題およ

び変化し続ける企業実務に対応するために必要な会計原則の変更について、迅速に検討できる手続を採用しており、かつ

(v) 会計原則の採用にあたって、事業環境の変化に対応するために基準を常に更新する必要性、および公益、投資家保護のために高い品質の会計基準に向けた国際的収斂が必要または相当とされる範囲について検討するものとする。また、

(B) 基準設定主体は、少なくとも、証券諸法に基づく財務報告の正確性と有効性、および投資家保護を高めうることから、当該機関は、委員会（SEC）が基準設定主体として認める前提として、1934年証券取引所法第13条(b)及び(a)項の条件を充足することにより、委員会を支援する能力を有するものであることが必要とされる。

SECはSOX法108条a項の要請を受けて、FASBが同条同項の会計基準設定機関としての能力を有するかどうかを調査した結果、2003年4月に、FASBの設定機関としての権限を確認する政策表明（証券法通牒33-8221：FR70）を公表し、以下のように結論した¹⁰⁾。

第一に、利用可能な情報に基づき検討した結果、FAFとFASBの組織構造、業務活動及び手続はSOX法第108条の基準を満たしている。

第二に、FASBは、1933年法第19条(a)及び1934年法第13条(b)の要請をSECが達成するのを支援する能力を有し、財務報告の正確性と有効性、及び、証券諸法の下での投資家保護を改善できるものと、SECが決定した。

それ故、SECは、FASBによって設定された基準を、2002年SOX法第108条の下で「一般に認められた」ものとして認定したのである。

とはいえ、SECのこの認定は現時点のものであり、将来の活動に対しても継続的な評価がなされると、次のように付言している。すなわち：「SOX法を含む証券諸法で要請されているように、SECはFASBの手続、資格、能力、活動及び成果を監視するであろう。FAFやFASBのこの政策表明で述べられている期待や見解に対する継続的遵守についても、同様である。FAFやFASBがこの政策表明で議論された基準や期待をほぼ満たしていないものと決定したならば、または、別な方法で行うことが必要又は妥当であると考えられるならば、この政策表明の改訂版を発行するであろう」¹¹⁾。

2. 3 FASBの認定するGAAP源泉

FASBはSECに認定されたGAAP設定機関であるが、他方、FASB以外の他の諸機関の発行する会計諸基準もFASBによってGAAP源泉として認定されている。例えば、AICPAのAcSEC（Accounting Standards Executive Committee）、EITF（Emerging Issues Task Force）及びFASBスタッフ見解が、GAAP階層を構成する諸基準として認定されている。

(a) AcSEC

AcSECは、FASBが設立された1972年に、AICPAの上級委員会としてFASBに審議

結果を提供する目的で設立された。AcSEC は、現在 GAAP 階層に含まれている諸基準、すなわち、産業別の会計問題に焦点を当てた、SOP (Statement of Position)、産業別監査会計指針 (Industry Audit and Accounting Guides) 及び実務公報 (Practice Bulletins) を発行することができる。しかし、これらの基準が適用除外や GAAP とのコンフリクトをもたらし、目的指向的な会計基準構築の障害となっている¹²⁾。

(b) EITF

EITF によって到達されたコンセンサスは GAAP としての権威ある文献を構成している。タイムリーな財務報告指針に関する FASB のタククフォースによる勧告、及び、勧告への FASB のコメント要請に答えて、1984年に EITF が設立された。EITF の構成員には、主に監査法人が選任されているが、FEI (財務執行役員協会)、IMA (管理会計士協会)、ビジネス・ラウンドテーブル及び利用者団体が含まれている。EITF は年平均20超の指針を発行しているが、詳細な指針を含む基準をもたらす要因となっている¹³⁾。

(c) FASB スタッフ

これまで、FASB スタッフは、スタッフ公表¹⁴⁾ 又は Q&A の発行を通して、SFAS の適用問題に応じてきた。しかし、2003年2月に、FASB のスタッフは、FASB スタッフ見解 (FSP) を通して SFAS の公式な適用指針を提供することができるようになってきている¹⁵⁾。

II GAAP 階層の再定義

1 GAAP 源泉のスペクトル問題

第2の GAAP 源泉のスペクトル問題とは、GAAP 源泉の階層問題である。米国における GAAP 階層は、公認会計士協会 (AICPA) が発行した SAS No.69 (監査基準書第69号: 1992年3月以降発効) によってこれまで取り扱われてきた。しかし、SAS No.69における GAAP 階層は、(i) エンティティよりも監査人に向けられていること、(ii) それ自体が複雑であること、及び (iii) 一般に受け入れられているがデュープロセスを経していない業種別会計を、SFAS と同じレベルのデュープロセスを経ている FASB 概念ステートメントの上位に位置づけていること、などの問題があった¹⁶⁾。

2003年7月に、SEC は調査研究書 (Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System) を公表し、AICPA 設定の SAS No.69に提示されている GAAP 階層は、FASB が設定することによって改善されるべきであると勧告した。FASB は調査研究書で提示された勧告に沿って、基準や基準設定プロセスの改善等を目的としたイニシアチブに着手した¹⁷⁾。

調査研究に応じて、FASB は回答書 (FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System) を発行した。その回答書において、会計基準の質及び基準設定プロセスを改善するために、FASB は2つの改善点、すなわち第一に、GAAP 階層を FASB によって発行される基準とし、現行の GAAP 階層を2つのレベルの

会計文献（権威の有るものと権威の無いもの）に再分類すること、第二に、概念フレームワークをGAAP階層内に高めることを、FASBの主要な達成目的とした¹⁸⁾。

2008年5月に、FASBは、回答書の最初の改善点に関する具体策として、SFAS No.162 (The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles) を発行したのである。

2 SFAS No.162の発行：GAAP階層の再定義

これまでGAAP階層がAICPAによるSAS (Statement of Auditing Standards) No.69によって定義されていたのを、FASBはSFAS No.162によって、GAAP階層、すなわち、会計原則の源泉と、会計原則の選択のためのフレームワークとを再定義した。

2. 1 SAS No.69との違い

SFAS No.162は、GAAP源泉のカテゴリーについてはSAS No.69を引き継いだ。すなわち、GAAP源泉を権威のレベルの降順に従って、レベルIに属するカテゴリー(a)から、レベルIVに属するカテゴリー(d)までの4層と、その他の文献に分類されている。しかし、そのカテゴリー化の分類法とカテゴリーに含まれる基準の構成が一部修正された。

第一の修正は、GAAP階層の提示に関連する。SAS No.69において、一定の特性とドキュメントの型の2方法を用いてカテゴリー化された、会計原則の源泉が提示されている。GAAP階層の適用を簡素化するために、SFAS No.162はドキュメント型にカテゴリー化した会計原則の源泉を示している¹⁹⁾。

第二の修正は、GAAP階層のカテゴリー(a)に含まれる会計原則の源泉に関連する。FASBは、デュープロセスはカテゴリー(a)会計原則の重要な特質であると決定した。それ故、(i) FASB又は公的フォーラムによる被指名人によって審議され、(ii) コメントを求めて公開され、(iii) FASBに承認された後に、発行された会計原則の全源泉を含めるために、カテゴリー(a)を拡大することを決定した。この決定によって、EITF合意はFASBのデュープロセスに服した後に発行されてきたため、カテゴリー(a)に含まれるべきであるが、FASBはEITF合意をSAS No.69のカテゴリー(c)として繰越した。このFASBの繰越しの決定の理由は、SFAS No.162の規定を実行する複雑性を減少し、EITF合意が解釈的なものに留まるべきであり、それ故、GAAP階層の上位に占めるべきでないことを指摘している、EITFによる20年間のレビュー結果に整合するからである。FASBは、カテゴリー(b)から(d)の特性を再考しなかったのに加えて、取引又は事象の会計処理がカテゴリー(a)から(d)で記載された表明又は実務によって特定されない場合、利用可能な会計原則の源泉についても再考しなかった²⁰⁾。

第三の修正は、SAS No.69で述べられていない一定の型のドキュメントの発行に関連する。特に、FASBスタッフ見解書、SFAS No.133適用指針、及び、EITF D-Topicsである。FASBはFASBスタッフ見解書及びSFAS No.133適用指針はカテゴリー(a)の特性を満たしているものと決定した。加えて、FASBは、複雑性減少のため、EITF D-Topicsに含まれているFASBスタッフ表明はEITF合意と同じ権威(カテゴリー(c))を持つべきものと決定した²¹⁾。

表 1 編纂前の GAAP 階層

階層区分	SAS No.69	SFAS No.162	
確立された会計原則	レベル I (カテゴリー a)	SFAS, FIN (FASB 解釈書)、 APBO、ARB	SFAS, FIN, SFASNo.133 適用指針 (Implementation Issues)、FSP、 FASB の決定によって取り替えられて いない APBO と ARB
	レベル II (カテゴリー b)	FTB (FASB Technical Bulletins)、 (FASB が発行に異議を唱えていな い) AICPA 業種別会計監査指針及 び見解書	FTB、(FASB が発行に異議を唱えて いない) AICPA 業種別会計監査指針 及び見解書
	レベル III (カテゴリー c)	FASB の EITF 合意、 AICPA の AcSEC 実務公報	FASB の EITF (Emerging Issues task Force) 合意、EITF D-Topics、(FASB が発行に異議を唱えていない) AICPA の AcSEC 実務公報
	レベル IV (カテゴリー d)	FASB スタッフの実務指針(Q&A)、 AIN (AICPA 会計解釈書)、一般 又は業種で広く普及している実務	FASB スタッフが発行した実務指針 (Q&A)、AIN、(FASB が発行に異議 を唱えている) AICPA 業種別会計監 査指針及び見解書、及び、一般的又は 業種で広く普及している実務
他の文献	SFAC, APBS, AICPA 論点整理書 GASBS, GASBI, GASBT, 他の専門団 体又は規制当局の公式見解、AICPA 実務手引書、会計学テキスト、ハン ドブック、論文等	SFAC、AICPA 論点整理書、IFRS、 他の専門団体又は規制当局の公式見 解、AICPA 実務手引書、会計学テキ スト、ハンドブック、論文等	

2. 2 選択のフレームワーク

SAS No.69では、カテゴリー間にコンフリクトが生じた場合に、監査人はより高いカテゴリーに拠るべきであるとされているだけであった²²⁾。これに対して、SFAS No.162では、次のようなカテゴリー段階の選択フレームワークを提示した²³⁾。

- (1) 取引または事象の会計処理がカテゴリー(a)の表明書で特定されているならば、エンティティはカテゴリー(a)の会計原則による会計処理に従う。
- (2) もし取引または事象の会計処理がカテゴリー(a)の表明書で特定されていないならば、エンティティは会計処理が他のカテゴリー源泉の会計原則によって特定されているかどうかを考慮しなければならない。こうした場合に、もしカテゴリー(b)から(d)が取引又は事象の会計処理を特定する会計原則を含んでいるならば、エンティティはより高いカテゴリー(例えば、カテゴリー(c)よりもカテゴリー(b)に従う)の源泉からの会計原則によって特定された会計処理に従わねばならない。
- (3) 取引又は事象の会計処理が表明書によって特定されていない、または、カテゴリー(a)から(d)で記載された実務において確定されていないならば、最初にエンティティはカテゴリー(a)から(d)内の類似の取引または事象ための会計原則を考慮すべきである。これらの会計原則が会計処理の特定の取引又は事象への適用を禁止し、または会計処理が類推によって適用すべきでないとして指示している場合に、エンティティは類似の取引または事象のために、会計原則で特定された会計処理に従うべきではない。

(4) 類似の会計原則がなければ、他の会計文献に拠る。他の会計文献の妥当性は、特定の状況への適合性、指針の特異性、及び、権威あるものとしての発行者又は著者の一般的認識、に依存している。例えば、FASB 概念ステートメントは、通常、このカテゴリーの他の源泉より影響力がある。

なお、GAAP 階層から乖離することができるかどうかについて、SFAS No.162は規定していない。その理由は、GAAP 階層に準拠した会計原則の選択によって目的適合的かつ信頼性のある情報を提供できるものと考えているためである。したがって、GAAP 階層から乖離した会計原則の選択は GAAP に準拠したことにならないとされている²⁴⁾。

Ⅲ GAAP の編纂

1 編纂の背景

SFAS No.162発行から1年後の2009年6月に、FASB は SFAS No.168 (the FASB Accounting Standards Codification and the Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles) を発行し、これまでの FAS No.162の GAAP 階層を根本から変革する。編纂 (FASB Accounting Standards Codification (Codification)) による GAAP 再構成を行った。GAAP 編纂プロジェクトは、権威のある非政府 GAAP 源泉を組織しフラット化するために、2004年に着手され、2008年の1年間の編纂検証を経て完了した「編纂」は、FASNo.168によって、US.GAAP の源泉として確定されたのである。

FASB 編纂の前に、SEC は証券諸法開示規制の分野において既に編纂 (SEC 編纂) を実施してきた。会計・監査に関する事項を利害関係者に知らせるために、1937年から1982年までに SEC が発行した307の ASR のうち、約200の ASR は、会計関連規則の採用または修正を通知し、会計問題に対する SEC の見解を公表するものであった。しかし、これらの通牒の多くはもはや不適合となっていた。しかも、特定のトピックスは、1つ以上の ASR で扱われ、ある ASR は以前発行された ASR の一部を取り替えていた。ASR の分量及び取り扱うトピックスの多様性のために、ある時点でどの ASR が適合的であるかを決定することが極度に困難となっていた。そこで、1982年証券法通牒 No.33-6395において、これらの ASR での指針の利用を単純化するために、SEC は、非執行関連通牒の関連部分を編纂したのである²⁵⁾。

FASB の編纂前における GAAP 源泉に関しても、SEC の編纂前と同じような様々な問題点があった。すなわち、(i) 異なる様式で様々な基準設定者による多数の基準が発行されていた；(ii) 様々な基準間において統合的なシステムの欠如が妥当な GAAP 指針を設けることを困難としていた；(iii) 編纂化の前に発行された文献の拡散的性質のため、多くの利用者はサーチの間にすべての適合的な資料にアクセスしたかどうか懸念を抱いていた；(iv) 結果として、これらの利用者は、他の基準がより適合的であったときに、不用意に別の基準を適用していたであろう、という問題が発生していた²⁶⁾。

これらの問題点を解消するためにも、FASB は、GAAP 階層の簡素化と編纂の方法を

工夫する必要があった。

2 GAAP 階層のフラット化

編纂によって、これまでの GAAP 階層化がフラット化され、以下の通り変更された²⁷⁾。

- (1) 編纂は、非政府エンティティに適用される権威ある GAAP 源泉として、FASB によって認識されている。編纂によって、これまで SFAS No.162 で設けられたレベル階層が無くなり、コード体系による会計トピックスの組織的編集がなされている。
- (2) 連邦証券諸法の下での SEC ルール及びレギュレーションも SEC 登録体 (registrants) にとって権威ある源泉である。公開会社のために編纂を役立たせるため、SEC が発行した権威ある内容の関連部分や SEC スタッフの解釈・運用指針が編纂に含まれている。例えば、レギュレーション S-X、FRR、ASR、解釈通牒、さらに、SAB における SEC スタッフ指針、SEC スタッフ表明及び EITF 会議での SEC スタッフ・オブザーバー・コメントがある。編纂における SEC セクションは基本財務諸表内の事項に関連する SEC 内容を含んでいるが、SEC ルール、レギュレーション、解釈通牒及びスタッフ指針の全数を含んでいない。例えば、編纂には経営者の討議及び分析または監査もしくは独立事項のような、基本財務諸表外の事項に関連する内容は含まれていない。
- (3) 編纂に含まれる全ての指針は同一の権威のレベルを保持する。権威のない文献は、SFAS No.162 の「他の文献」を繰越している。

なお、SFAS の発行が廃止され、今後発行される ASU (Accounting Standards Updates) はそれ自身、権威ある文献とはならない。ASU は、編纂を更新するためのみ用いられ、指針の背景情報を提供し、編纂の変更に関する結論の論拠を提供するのである。新基準の指針は、編纂内では Pending Content (未決内容) として名称づけられ、新基準の実施日に関する情報を含む。

表 2：フラット化された GAAP 階層

SFAS No.162		SFAS No.168 (ASU No.2009-01)	
権威のある文献	レベル I	同一レベル	編纂；ASU で更新。
	レベル II		
	レベル III		
	レベル IV		
			SEC 関連 レギュレーション S-X、財務報告通牒 (FRR)、会計連続通牒 (ASR)、解釈通牒 (IR)、スタッフ会計公報 (SAB)、EITF トピック D、SEC スタッフ・オブザーバー・コメント
権威のない文献			表 1 と同様

フラット化に伴い変更された GAAP 階層の選択ルールは、以下のように簡素化されている²⁸⁾。

- (1) もし取引または事象の指針がエンティティのための権威ある GAAP の源泉で特定されていないならば、エンティティは最初にそのエンティティのため権威ある GAAP 源泉内に類似の取引または事象のための会計原則を考慮すべきである。ただし、これらの会計原則が会計処理の特定の取引又は事象への適用を禁止し、または会計処理が類推によって適用すべきでないとは指示している場合に、エンティティは類似の取引または事象のために、会計原則で特定された会計処理に従うべきではない。
- (2) その後、他の源泉から非権威的 GAAP を考慮しなければならない。

3 編纂の方法

3. 1 編纂の体系

GAAP 階層は膨大な知識データベースともいえる。このような GAAP 階層をフラットするためには、編纂による知識体系的な方法を構成する必要がある。

編纂の体系的な方法は、現存の権威ある表明を分解し、部分を組み立て、約90のトピックに編成することから始まる。各トピックの内容はさらにサブ・トピックに、次にセクションに、最後にサブ・セクションに編成されている。数字が各レベルの内容に対して割り振られる。編纂における特定の内容を引用するためには、トピック、サブトピック、セクション及びパラグラフを通して、内容に一意的な通し番号を特定する必要がある。FASB は、編成のための以下のような混合分類システムの構造を開発した²⁹⁾：

XXX-YY-ZZ-PP

ここで、XXX = トピック、YY = サブ・トピック、ZZ = セクション、PP = パラグラフトピック (XXX) は、以下のように関連する指針の編纂の集合を表す。

- 1 一般原理 (Topic 105)
- 2 表示 (Topics 205-280)
 - : 210 貸借対照表; 220 包括利益; 225 損益計算書; 230 キャッシュフロー計算書;
 - 235 財務諸表の注記; 250 会計変更及び誤謬訂正; 255 物価変動; 260 一株当たり利益;
 - 270 中間財務諸表; 280 セグメント報告
- 3 資産 (Topics 305-360)
 - : 305 現金及び現金同等物; 310 受取勘定; 320 投資—負債及び持分の証券; 323 投資—持分法及びジョイントベンチャー; 325 投資その他; 340 その他資産及び繰延費用;
 - 350 無形固定資産—のれんその他; 360 有形固定資産
- 4 負債 (Topics 405-480)
 - : 405 債務 (liability); 410 資産除去及び環境負債; 420 廃棄処分費用; 430 繰延収益;
 - 440 コミットメント; 450 偶発債務; 460 保証; 470 負債; 480 債務と持分の区別
- 5 持分 (Topics 505)
 - : 505 持分
- 6 収益 (Topics 605)
 - : 605 収益

- 7 費用 (Topics 705-740)
 - : 705 売上原価及びサービス; 710 報酬一般; 712 費用報酬 - 非退職 - 雇用後給付;
 - 715 報酬 - 退職給付; 718 報酬 - ストック報酬; 720 その他費用; 730 研究開発費;
 - 740 所得税
- 8 広汎な取引分野 (Topics 805-860)
 - : 805 企業結合; 810 連結; 815 デリバティブ及びヘッジ; 820 公正価値測定と開示;
 - 825 金融商品; 830 外貨建取引; 835 利子; 840 リース; 845 非貨幣取引; 850 関連取引者開示; 852 再編; 855後発事象; 860 移転サービス
- 9 業種別分野 (Topics 905-995)
 - : 905 農業; 908 航空業; 910 請負 - 建設業; 913 請負 - 連邦政府; 915 開発途上企業;
 - 920 興業 - 放送業; 922 興業 - ケーブルテレビ; 926 興業 - 映画; 興行 - 音楽;
 - 930 鉱業; 932 石油・ガス; 940 金融サービス - ブローカー・ディーラー; 942 金融サービス - 預金・貸付業;
 - 944 金融サービス - 保険業; 946 金融サービス - 投資会社; 948 金融サービス - 抵当銀行業; 950 金融サービス - 権利証券プラント (title plant);
 - 952 フランチャイザー; 954 健康介護企業; 958 非営利企業; 960 プラン会計 (Plan Accounting) - 確定給付年金プラン; 962 プラン会計 - 確定拠出年金プラン;
 - 965 プラン会計 - 保健福祉給付プラン; 970 不動産 - 一般; 972 不動産 - 共有不動産組合; 974 REIT (不動産投資信託); 976 不動産 - 販売不動産; 978 不動産 - タイムシェアリング業;
 - 985 ソフトウェア業; 980規制活動

サブ・トピック (YY) はトピックの部分集合であり、00と99の間の分類番号で表される、取引等の型または範囲によって区別される。例えば、840 リースは、10 一般、20 オペレーティング・リース、30 キャピタルリース、40 セールリースバック、のような型で分けられる³⁰⁾。

セクション (ZZ) は、認識・測定のような共通した内容や性質によって分類され、すべてのサブ・トピックに共通して用いられる³¹⁾。

- 00: 状態 (Status)
- 05: 概観と背景 (Overview and Background)
- 10: 目的 (Objectives)
- 15: 範囲と除外 (Scope and Scope Exceptions)
- 20: 用語 (Glossary)
- 25: 認識 (Recognition)
- 30: 当初認識 (Initial Measurement)
- 35: 当初認識後測定 (Subsequent Measurement)
- 40: 認識の中止 (Derecognition)
- 45: その他表示問題 (Other Presentation Matters)
- 50: 開示 (Disclosure)
- 55: 適用指針・設例 (Implementation Guidance and Illustrations)
- 60: 関係 (Relationships)

65：移行・発行日情報（Transition and Open Effective date Information）

70：祖父条項（Grandfathered Guidance）

75：XBRL 定義（XBRL Definitions）

正確なリンクをするため、パラグラフの内容に付された番号を用いる。もし、SEC の内容に関する場合、セクション数字の前に、"S" を付ける³²⁾。

例えば、サブ・トピック 840-20：オペレーティング・リースのセクションの場合、以下のような分類コードとなる。

840-20：オペレーティング・リース・・・サブ・トピック

840-20-35：当初認識後測定・・・セクション

840-20-50：開示・・・セクション

各セクションは、多様なセクション内容を整理するため、コード番号のつかないサブ・セクションが設けられることがある。

実際の内容はパラグラフ（PP）において規定される。パラグラフ集合は、同じパラグラフ見出しの下に、関連するパラグラフの階層構造で表す³³⁾。例えば、パラグラフ見出しは、次のように入れ子を表す“>”記号を用いて、パラグラフの階層構造を表現している。

> 販売型リースと直接金融リース（840-30-35-22から840-30-35-30まで）

>> 推定残余価値（840-30-35-25）

>>> リース条件更新及び拡張（840-30-35-27から840-30-35-28まで）

3. 2 XBRL-US とのリンク

編纂は、電子財務報告の XBRL-US 技術の利用と結びついている。2008年4月に、XBRL-US は最初のタクソノミー（U.S.Financial Reporting Taxonomy）を公表し、2009年4月に更新した。2009U.S.タクソノミーは約13,500のエレメントを含み、SFAS等の基準を参照するものであった³⁴⁾。

U.S.タクソノミーと編纂とが結びつく契機は、2009年7月に公開されたFASBによるXBRL-USに対する編纂参照ファイルである。編纂参照ファイルは、テキスト・ベース編纂参照（トピック、サブ・トピック、セクション、パラグラフ、サブ・パラグラフ）と関連編纂パラグラフへの電子リンクを含む。タクソノミーが編纂に電子リンクすることによって、利用者がXBRL財務諸表を作成するために用いるタクソノミーに関する権威ある文献へのアクセスが容易になった。2009年8月に、XBRL-USは編纂参照ファイルを含む拡張タクソノミーを公表し、2009年9月15日以降終了する中間及び年次のXBRL財務諸表に利用可能となった³⁵⁾。

両者のリンクにより、編纂化は、編纂パラグラフに電子リンクした、タクソノミーの全XBRLエレメントのリストを提供可能にしている。他方、編纂化で示されたXBRLエレメント・ラベルは、XBRLエレメント名称を含むエレメントと、エレメントによって参照される編纂パラグラフ全ての情報とを、電子リンクしている³⁶⁾。

[オペレーティング・リース「開示」タクソノミーの電子的リンク]

<locxlink:href=""/elts/us-gaap-2009-01-31.xsd#us-gaap_

```
OperatingLeasesFutureMinimumPaymentsDueCurrent" xlink:label="us-
gaap-2009-01-31.xsd#us-gaap_OperatingLeasesFutureMinimumPaymentsDueCurre
nt" xlink:type="locator"/>
<reference xlink:label="ref_2452"
xlink:role="http://www.xbrl.org/203/role/presentationref" xlink:type="resource">
<ref:Publisher>FASB</ref:Publisher>
<ref:Name>Accounting Standards Codification</ref:Name>
<codification:Topic>840</codification:Topic>
<codification:SubTopic>20</codification:SubTopic>
<ref:Section>50</ref:Section>
<ref:Paragraph>2</ref:Paragraph>
<ref:Subparagraph>(a)</ref:Subparagraph>
<ref:URI>http://asc.fasb.org/extlink&oid=6453985&loc=d3e41502-112717</
ref:URI>
</reference>
```

[編纂にリンクする該当セクション]

840-20-50 : Disclosure (Section)

Lessees (Subsection)

50-2 For operating leases having initial or remaining noncancelable lease terms in excess of one year, the lessee shall disclose both of the following :

- a. Future minimum rental payments required as the date of the latest balance sheet presented, in the aggregate and for each of the five succeeding fiscal years.

編纂は XBRL エレメントのパラグラフへのアクセスだけでなく、セクション75において XBRL エレメントは、特定のサブ・トピックのあるパラグラフを参照する全 XBRL エレメント名称のリストを含んでいる。その結果、特定のパラグラフまたはサブ・パラグラフがどの XBRL エレメントに関連しているかを一覧できる。それによって、XBRL 財務諸表の作成者は、作成に際して考慮すべき XBRL エレメントを識別できるのである³⁷⁾。

IV 将来の課題

これまで、米国における会計・開示制度の再構築に関する提言は、SEC に対する「諮問委員会報告」(The Advisory Committee Report) という形で公表されてきた³⁸⁾。今回の SOX 法に伴う会計監査制度改革に関しても、2008年に「財務報告に関する諮問委員会の最終報告書」(*Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to U.S. SEC*) という形で、SEC に提出された。この報告書の SEC に対する提言は、FASB が今後検討すべき、将来の課題の方向を示しているものと考えられる。

同報告書は、第1章で複雑化した会計基準、第2章では基準設定プロセス、第3章で監査プロセスと準拠、第4章では財務情報の伝達の4章で構成され、いわゆる財務サプライチェーンにわたる提言を行っている。本論文に関連するのは第2章である。第2章では、次の5点にわたる提言を行っている。

- (1) 基準設定の際に、投資者の視点 (Investor perspective) の考慮を増すべきである。
- (2) 基準設定機関のガバナンスと監視を高めること。
- (3) 基準設定プロセスを改善すること。
- (4) 解釈指針の役割を明確にすること。
- (5) 将来の基準デザインを改良すること。

このうち、(5)の部分は、次稿の原則主義ベース会計基準のなかで取り上げる。したがって、ここでは(1)から(4)までのSECに対する提言内容を要約してみよう。

第一に、投資者の視点が重要であるのは、すべての当事者が投資者の視点を適正に考慮した場合に限り、投資者以外の者を含むすべての当事者のニーズを充足できるからである。したがって、FAFやFASBは、基準設定プロセスにおいて投資者の代表を加えるなど投資者の関与を高めるべきである³⁹⁾。

第二に、SECはFAFやFASBのガバナンスの向上の継続を勧告すべきである。したがって、FAFはFASBの使命表明、目標、指針の改良を提言し、基準設定プロセスの有効性や使命表明等への準拠を確保するための、業績測度を開発すべきである⁴⁰⁾。

第三に、SECは、FAF、FASBその他財務報告制度の参加者が基準設定の有効性、効率性及び時宜性の改善を継続するように、勧告すべきである。4つの改善策が提言されている。すなわち、(i)財務報告制度全般の諸問題についてSEC、FASB及びPCAOBの代表者と会合し議論するため、作成者、監査人、投資者その他利用者コミュニティの出身者を含む財務報告フォーラム (FRF) を設立すること；(ii) FASBが実施する、フィールド・ワーク、フィールド視察、フィールド・テストの整合性と透明性を高めること；(iii) 解釈問題や基準適用の際の実務の多様性を削減するため、基準採用後のレビューを手続化すること；(iv) 基準をカレントなものとするために、現行の会計基準や関連する開示基準の定期的評価を手続化すること、である⁴¹⁾。

第四に、SECは解釈適用指針 (Interpretative Implementation Guidance) の発行に関する役割と責任を明確にするため、FASBと調整すべきである。すなわち、(i) 権威ある会計基準と解釈適用指針を発行する唯一の機関をFASBとすべきである；(ii) FASBが2008年1月16日に草案を公表したFASB編纂プロジェクトを早急に完成し、権威あるGAAP文献を編纂化すべきである (なお、この提案はⅢ節で論じた通り実行された)；(iii) FASB以外の機関が発行した解釈適用指針は非権威的であり、その解釈適用指針がUS-GAAPによって合理的と判断された他の非権威文献よりも信頼性を与えられるべきではない⁴²⁾。

これらのSEC延いてはFASBに対する勧告は、米国GAAP基準設定プロセスの高度化のための第2弾として、達成が期待されるのである。

注記

- 1) アメリカ公認会計士協会 [1977] (原書1972) 56頁。
- 2) Miller [1999] p. 2・18.
- 3) *Ibid.*, p. 2・18.
- 4) アメリカ公認会計士協会、前掲書、59頁。
- 5) Miller, *op. cit.*, pp. 2・18-2・19.
- 6) SEC [1980]. なお、ASR No.280の内容のうち、「FASBの役割」のパラグラフ部分は、Codification of Financial Reporting Policies の101: Statement of Policies on the Establishment and Improvement of Accounting Principles and Standards に引き継がれている。
- 7) アメリカ公認会計士協会、前掲書、59-60頁。
- 8) サーベンス・オクスリー法第108条「会計基準」(日本証券経済研究所訳 [2007])。
- 9) 証券法第19条(委員会の特別の権限)が基本である。同条は次のように規定している:「(a) 委員会は、様々な種類の証券および発行者に対して登録届出書および目論見書を規制する規則および規制ならびに本法において用いられる会計、専門的事項および取引に関する用語を定義する規則および規制を含めて、本法の規定を遂行するために必要な規則および規制を定め、改正または廃止する権限を随時もつものとする。」続く同条(a)の以下の会計権限の規定は、1934年証券取引所法13条(b)と共通である:「特に、委員会は、本法の目的のため、所要の情報を記載する様式ならびに貸借対照表および損益計算書に表示される項目または細目を定め、また計算書の作成、資産および負債の見積りまたは評価、減価償却および減耗償却の決定、経常および特別利益の区別、および投資および営業利益の区別について準拠すべき方法、ならびに委員会が必要または望ましいと認めるときは、直接もしくは間接に発行者を支配もしくは発行者に支配される者または発行者とともに直接もしくは間接に共通の支配下にある者の連結財務諸表または連結損益計算書の作成について準拠すべき方法を定めることができる」。
- 10) SEC [2003a] , II E.
- 11) *Ibid.*, II E .
- 12) SEC [2003b] , II A. iii .
- 13) *Ibid.*, II A. iii . EITF 合意は、FASB によってその合意が裁可された際に、EITF の覚書の一部として公表され、SEC 登録会社等の GAAP 準拠財務諸表作成の際に参考とされている (FR70, note 13)。
- 14) *Ibid.*, II A. iii . FASB や SEC のスタッフ公表は、EITF 要約 (Abstracts) 付録 D-Topic として編纂されている (note 52)。
- 15) *Ibid.*, II A. iii . FSP 発行の経緯については、note 51で説明されている。
- 16) SFAS No.162 [2008] , para. A 4.
- 17) *Ibid.*, para A 3 .
- 18) *Ibid.*, para.A 5 .
- 19) *Ibid.*, para.A 7 .
- 20) *Ibid.*, para.A 8 .
- 21) *Ibid.*, para.A 9 .
- 22) SASNo.69, par. 7 (AICPA [1993]) .
- 23) SFAS No.162 [2008] , paras. 4-5 .
- 24) *Ibid.*, paras.A10-A12.
- 25) 編纂の目的は、論理的に編成され、SEC の財務報告に関する会計・監査事項のカレントな公表見解の参照として利用される1つのドキュメントを提供することである。編纂は、財務報告通牒 (FRR : Financial Reporting Releases) の発行によって更新される。
現在の FRR のトピックスは以下の通りである: 100 一般; 200 年次財務諸表; 300 中間財務諸表; 400 業種別財務諸表; 500 財務諸表外の情報; 600 独立監査人に関する事項。各トピックスの下に、セクションが分かれる。例えば、100の一般のトピックスの下に、セクション101は会計原則及び基準の確立と改善に関する政策表明、セクション102は統合開示制度、セクション103はスタッフ

会計公報、等に細分化されている。なお、SEC 編纂の以前の1972年11月に、AICPA は、項目別編年順基準集である SAP (Statement on Auditing Procedure) 基準集を、トピック別コード体系化である SAS (Statement on Auditing Standards) 基準集に改革した (SAS No.1)。

- 26) SFAS No.168 [2009] ,para. A 7 .
- 27) *Ibid.*,paras. A 7 -A10 and par.6 -8。これまで FASB が発行してきた GAAP 源泉は、発行順による SFAS 等基準の集合 (オリジナル表明書) 又は基準内容のアルファベット順トピック項目の集合 (カレント・テキスト) であったが、編纂はそれらに代わるコード体系化によるトピック別集合である。
- 28) *Ibid.*,para. 9 .
- 29) FASB [2010] ,pp.13-14.
- 30) *Ibid.*,p.14.
- 31) *Ibid.*,pp.15-16. サブ・トピックのうち、70 :「祖父条項」とは、基準設定以前から存在していた事情に基づき、基準の適用除外を設けた特例条項のことをいう。
- 32) *Ibid.*,p.21.
- 33) *Ibid.*,p.22.
- 34) *Ibid.*,p.33.
- 35) *Ibid.*,p.33.
- 36) *Ibid.*,p.34.
- 37) *Ibid.*,p.34.
- 38) 例えば、1977年11月に公表された「会社開示に関する諮問委員会の SEC 報告書 (Report of the Advisory Committee on Corporate Disclosure to the SEC)」は、証券取引所法報告書と証券法登録届出書との統合開示に関する政策提言を行い、その後の統合開示制度具現化の政策的支柱となった。
- 39) Advisory Committee [2008] ,p.57.
- 40) *Ibid.*,p.60.
- 41) *Ibid.*,p.62.
- 42) *Ibid.*,p.68.

参考文献

- Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting, *Final Report to U.S. SEC*, August 1, 2008.
- AICPA, "SAS No.69 : The Meaning of Present fairly in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report," *AICPA Professional Standards*, 1993.
- , 鳥羽至英・橋本尚共訳『会計原則と監査基準の設定主体』「会計原則の設定に関するスタディグループ・ホイット委員会報告」(*Report of the Study on Establishment of Accounting Principles*, 1972) 白桃書房,1997年。
- Commission of European Communities, 32002R1606:*Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards*, Official Journal L 243,November 2002.
- FASB, *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July 2004.
- , *SFAS No.162:The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, May 2008.
- , *SFAS No.168:The FASB Accounting Standards Codification and the Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, June 2009.
- , *FASB Codification Expected to become Single Source of Authoritative U.S.GAAP (FASB Q&A)* , July, 2009.

米国 GAAP の設定主体と編纂—サーベンス・オクスリー法下の GAAP 構造改革—

- , *FASB Accounting Standards Codification* 2009, volume 1, FASB, 2010.
- Miller, W., “Financial Accounting Regulations and Organizations,” in Carnichael, R., S.Lilien, and M. Mellman, eds., *Accounting Handbook*, John Wiley & Sons. 1999.
- 日本証券経済研究所誌 [2007] 『新外国証券関係法令集アメリカ (I) : サーベンス・オクスリー法』 日本証券経済研究所。
- Pounder, B., “Framing the Future,” *Journal of Accountancy*, May, 2008, pp.40-43.
- Previts, J., and B. Merino, *A History Accountancy in the United States*, Ohio States University Press, 1998.
- SEC, *Release No.280;No.33-6233: General Revision of Regulation S-X*, September 2, 1980.
- , *Release No.33-6395: Codification of Financial Reporting Policies*, April 15, 1982.
- , *Release No.33-8221;FR-70: Policy Statement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standards Setter*, April, 2003a.
- , *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, July 2003b.
- 山本紀生「米国 GAAP の意義及び階層化」『大阪国際大学研究論叢』第12巻、第1・2号、1998、57-70頁。
- Wolk, I., and M. Tearney, *Accounting Theory*, 4th ed., South-Western College Publishing, 1997.

